

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理の状況

区 分	酒							
	免 許 者				非免許者		小 計	
	酒類等製造者		酒類販売業者					
要 処 理 件 数	外	件	外	件	外	件	外	件
前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	-
検挙	-	-	-	-	-	-	-	-
処 理 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
理 告 発 所 の 官 吏 他 分 分 分 発 減	-	-	-	-	-	-	-	-
通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
件 不 通 知 告 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-
数	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度未処理未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-
犯則に係る税額	-	-	-	-	-	-	-	-
通告処分罰科金相当額	-	-	-	-	-	-	-	-

区 分	石 油 ガ ス 税				石 油 税			
	ほ脱犯		秩序犯		ほ脱犯		秩序犯	
	件	件	外	件	件	件	外	件
要 処 理 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	-
検挙	-	-	-	-	-	-	-	-
処 理 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
理 告 発 所 の 官 吏 他 分 分 分 発 減	-	-	-	-	-	-	-	-
通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
件 不 通 知 告 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-
数	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度未処理未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-
犯則に係る税額	-	-	-	-	-	-	-	-
通告処分罰科金相当額	-	-	-	-	-	-	-	-

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分は含まない。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税							
	免 許 者				非 免 許 者		計	
	酒 類 等 製 造 者		酒 類 販 売 業 者		外		外	
要 履 行 件 数	外	件	外	件	外	件	外	件
前年度からの繰越履行未済 通 告 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-
履 行 等 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-
通告不履行による告発 通 告 後 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 履 行	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円

区 分	石 油 税			た	
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	件
要 履 行 件 数	件	件	件	件	件
前年度からの繰越履行未済 通 告 処 分	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-
履 行 等 件 数	-	-	-	-	-
通告不履行による告発 通 告 後 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-
通 告 履 行	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	-	千円	千円	千円	千円

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分は含まない。

用語の説明 不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

揮 発 油 税			石 油 方 又 税		
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
件	件	件	件	件	件
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
千円	千円	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-

ば こ 税		合 計	
秩 序 犯	計	外	件
件	件		件
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
千円	千円	-	千円
-	-	-	-

(3) 酒税の違反行為別検挙件数等

区 分	免 許											
	酒 類 製 造 者				酒母、もろみ製造者				酒 類 卸 売 業 者			
	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額			
	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税について、違反行為の該当条項別に示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数

揮 発 油 税		石 油 税		石 油 ガ ス 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第 27 条 第 1 項 第 1 号	-	第 24 条 第 1 項 第 1 号	-	第 28 条 第 1 項 第 1 号	-	第 28 条 第 1 項 第 1 号	-
第 27 条 第 1 項 第 2 号	-	第 24 条 第 1 項 第 2 号	-	第 28 条 第 1 項 第 2 号	-	第 28 条 第 1 項 第 2 号	-
第 28 条 第 1 号	-	第 25 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	-
第 28 条 第 2 号	-	第 25 条 第 2 号	-	第 29 条 第 2 号	-	第 29 条 第 2 号	-
第 28 条 第 3 号	-	第 26 条 第 1 号	-	第 29 条 第 3 号	-	第 30 条 第 1 号	-
第 29 条 第 1 号	-	第 26 条 第 2 号	-	第 30 条 第 1 号	-	第 30 条 第 2 号	-
第 29 条 第 2 号	-	第 26 条 第 3 号	-	第 30 条 第 2 号	-	第 30 条 第 3 号	-
第 29 条 第 3 号	-	第 26 条 第 4 号	-	第 30 条 第 3 号	-	第 30 条 第 4 号	-
第 29 条 第 4 号	-			第 30 条 第 4 号	-		
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

電 源 開 発 促 進 税		印 紙 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第 13 条 第 1 項	-	第 22 条 第 1 項 第 1 号	-
第 14 条 第 1 号	-	第 22 条 第 1 項 第 2 号	-
第 14 条 第 2 号	-	第 23 条	-
第 14 条 第 3 号	-	第 24 条	-
		第 25 条 第 1 号	-
		第 25 条 第 2 号	-
		第 25 条 第 3 号	-
		第 25 条 第 4 号	-
		第 26 条 第 1 号	-
		第 26 条 第 2 号	-
合 計	-	合 計	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税以外について、違反行為の該当条項別に示したものである。

